

パターン2 合計所得金額48万超の方



不足額給付2の給付対象

世帯主 C さん（年金＋給与所得）

妻 D さん（年金＋パート）

住民税所得割課税

給与所得 55 万円、年金所得 0 円

（社保・生保控除あり）

- ・低所得者世帯給付金の対象外（C さんが住民税所得割課税）
- ・妻 D さんは扶養親族の対象外（C さんの配偶者特別控除）
- ・妻 D さん本人が定額減税の対象外（所得税・住民税所得割が 0 円）